

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日には、
当該の翌日)

規

則

目 次

◆規 則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)

◆告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

◆規 則 保険薬剤師の登録(〃)

◆規 則 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

◆規 則 入会林野整備計画の適否の決定(林務課)

◆規 則 保安林の指定の解除予定(造林課)

◆規 則 県道の区域の変更(道路課)

◆規 則 県道の供用の開始(〃)

◆規 則 都市計画事業の事業計画の変更の認可(二件)(都市計画課・下水道課)

◆規 則 宅地建物取引業法による聴聞(建築課)

◆選管告示 鳥取県知事選挙におけるポスター掲示の開始の日

鳥取県規則第六号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表の第二号中「児童指導員」の下に「・生活指導員」を加える。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百九十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険

医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第
二条の規定により告示する。

昭和六十二年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みなしと調剤薬局	米子市花園町一三〇一一九	昭和六十二年二月二日
米子店	倉吉市西町二七〇一	昭和六十二年二月十三日
熊野歯科医院	米子市東町二五一	昭和六十二年二月十五日
錦織眼科医院	倉吉市昭和町二丁目三〇一二	昭和六十二年二月二日
鳥取県薬学総合セントラル薬局	倉吉市昭和町二丁目三〇一二	昭和六十二年三月十七日

鳥取県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 青木 峰夫 東伯郡羽合町大字田後七二二
昭和六十一年四月十八日退任

理 事 音田 晃正 東伯郡東郷町大字長江九五五
昭和六十一年六月二十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山名 博典 東伯郡羽合町大字田後八五一
手嶋 武臣 東郷町大字長江九三三
昭和六十二年三月一日就任 任期昭和六十三年三月七日まで

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十二年三月十七日

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
深田 真智子	鳥薬第六一七号	昭和六十二年二月二日

鳥取県告示第二百一號

八頭郡智頭町大字郷原一八五番地郷原入会林野整備組合組合長芦谷忠之から申請のあつた郷原入会林野整備計画については、昭和六十一年二月五日適當と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年三月十七日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県農林水産部林務課及び智頭町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

その関係図面は、昭和六十二年三月十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第二百一號

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和六十二年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市香取字袋谷三七七の一・字元結深谷三七八の一・生山字長谷五九四の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 土砂の流出の防備
- 四 指定理由の消滅
- 五 解除の理由
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三號

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間		前後別 変更	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	変更前	変更後			
米子市皆生字温泉一七二八一 一地先から同町字離池沖山中 一七一八一一地先まで	七・七	九・六	七・七	二三・〇	二三・〇
昭和六十二年三月十七日	一〇・二	一二・〇			

鳥取県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次とのおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十二年三月十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年三月十七日

路線名	区間	供用開始の期日
皆生車尾線		
米子市皆生字温泉一七二八一 一地先から同町字離池沖山中 一七一八一一地先まで	昭和六十二年三月十七日	昭和六十二年三月十七日

鳥取県告示第二百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、

き、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次とのおり告示する。

昭和六十二年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

施行者の名称

東伯町

二 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画公園事業 五・五・一号東伯総合公園

三 事業施行期間

昭和五十五年十二月一日から昭和六十七年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次とのおり告示する。

昭和六十二年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

一 聽聞の日時
昭和六十二年三月二十六日 午前十時三十分から
二 聽聞の場所
鳥取市東町一丁目二二〇
鳥取県庁第一会議室

鳥取県知事

西 尾 邑 次

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

昭和六十二年三月十七日

昭和六十二年三月十七日

鳥取県告示第二百七号
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十九条第一項
の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規
定により告示する。

島取県選挙管理委員会告示第二十三号
昭和六十二年四月十二日執行予定の鳥取県知事選挙において、公職選挙
法（昭和二十五年法律第百号）第一百四十四条の二第一項のポスターを掲示するこ
とができることとなる日を昭和六十二年三月二十三日と定めたので、同法
第一百四十四条の二第五項の規定により告示する。

- 一 施行者の名称
境港市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画下水道事業 外渡都市下水路
- 三 事業施行期間
昭和五十八年十二月六日から昭和六十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

選挙管理委員会告示

三 被聴聞者の住所及び氏名
鳥取市布勢二四一之一
信晃商事
代表者 森田輝雄